

# 鳥取県済生会境港総合病院で、認知症ケア加算対象で身体拘束を

## 実施された患者さんへ

「鳥取県済生会境港総合病院における身体拘束解除に向けた認知症ケアチームの取り組み」について

### はじめに

鳥取県済生会境港総合病院では、当院の認知症ケア加算対象者で身体拘束実施された患者さんを対象に、カルテ診療情報から得られる情報をもとに研究を実施しています。

この研究は鳥取県済生会境港総合病院の倫理委員会の承認を得て、病院長の承認を受けています。詳細は以下のとおりです。

### 1. 研究概要

身体拘束（拘束用具を使用し、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう）は、高齢者に及ぼす弊害が大きく、人としての尊厳をも妨げる行為といえます。しかし、多くの病院で身体拘束を実施している現状があります。2016年に新設された認知症ケア加算は身体拘束をしない国をあげての取り組みで、身体拘束の減少に向けたケアが求められています。

鳥取県済生会境港総合病院は、地域に密着した病院で、高齢化に伴い認知症高齢者の入院が多く、治療の際や転倒予防に身体拘束を実施している現状があります。緊急やむを得ず実施している行為といえますが、その一方で筋力低下などの身体機能の低下や認知機能の進行をもたらしていると考えています。身体拘束の低減を図るために対策はとっていますが、身体拘束の実施が減少しない状況があります。

鳥取県済生会境港総合病院は2022年4月に、認知症ケア加算1の算定開始となり、認知症ケアチームが設置されました。メンバーは専任の医師、認知症看護認定看護師、社会福祉士、理学療法士で構成されています。認知症ケアチームで、一般病棟、地域包括ケア病棟、療養病棟の認知症ケア巡回時に身体拘束実施患者の巡回を実施し助言を行っています。また、病棟における身体拘束解除カンファレンスを毎日行ってきました。結果、一般病棟で身体拘束実施率（認知症ケア加算対象者のうち身体拘束を実施している患者の割合）が2022年3月から6月の3か月の期間で15%以上の減少がみられました。他の病棟は増減を繰り返しています。いずれの病棟も30%を超えることなく推移しています。認知症ケアチームの助言を活かすことで、点滴やカテーテルの留置中止につながり、身体拘束の解除、低減ができるようになりました。

認知症看護認定看護師として、認知症ケアチームの活動を振り返り、今後の課題を明確にしていきます。

### 2. 研究の利用目的

すべての情報は、鳥取県済生会境港総合病院で集計されます。研究責任者が責任を持って保管、管理します。

本研究に参加される患者さんは、他の研究参加者への個人情報保護や本研究の独創性の確保に支障がない範囲で、研究計画書及び研究方法についての資料を入手又は閲覧することができます。希望される方は、遠慮なく問い合わせ窓口に申し出てください。

### 3. 取り扱う情報

患者さんのカルテ等の診療情報から、認知症ケア加算算定の有無、身体拘束実施状況、入院の経過を確認させていただきます。

### 4. 研究期間

この研究は、鳥取県済生会境港総合病院病院長の研究を許可した日から、倫理審査承認後から2023年11月まで行う予定です。

### 5. 個人情報保護

患者さんの情報は、研究責任者が責任をもって保管、管理します。また、氏名、イニシャル、住所、電話番号、カルテ番号など直ちに個人を識別できる個人情報は匿名化され、本研究では匿名化された情報を使用します。また、本研究で提供いただいた情報は、本研究目的以外で使用されることはありません。このようにして患者さんの個人情報管理については十分に注意を払います。

### 6. 研究の情報提供による利益・不利益

利益・・・不要な身体拘束の実施を防ぎ、身体拘束の解除や低減につながる可能性があります。

不利益・・・カルテからの情報収集のみであるため、特にありません。

### 7. この研究終了後の情報の取り扱いについて

今回集めさせていただいた患者さんの情報が認知症ケアの発展に重要な情報をもたらす可能性があります。このため、患者さんの情報は、この研究終了後も保存させていただき、他の研究に使用させていただくことがあります。その場合は、新たに研究計画をたてて研究に参加する医療機関の倫理委員会での審査を経て、他の研究に使用させていただきます。

情報は、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間保存します。保存期間終了後は、患者さんの個人を特定できない状態にして適切に廃棄します。

### 8. 研究への情報使用の取り止めについて

患者さんの個人の情報を研究に用いられたくない、または鳥取県済生会境港総合病院への情報の提供を停止したい場合には、いつでも取り止めることができます。取り止めに希望された場合でも、看護師や他の職員と気まずくなることはありませんし、何らかの不利益を受けることはありませんので、下記【問い合わせ窓口】まで申し出てください。

取り止めの希望を受けた場合は、患者さんの情報を使用することはありません。この場合には、個人を特定できない状態にして、速やかに廃棄させていただきます。

しかし、取り止めに希望した時点で、すでに研究成果が論文などに公表された場合のように、結果を廃棄できない場合もあります。

### 9. 当該研究に係る資金源について

本研究には資金が必要ないため、特定の企業・団体等から支援を受けて行なわれるものではなく、利

益相反状態にはありません。

## 10. 研究成果の公表について

研究成果が学術目的のために論文や学会で公表されることがありますが、その場合も、患者さんの個人が特定される情報はすべて削除して公表します。情報の秘密は厳重に守られますので、第三者に患者さんの個人情報明らかになることはありません。

### 11. 知的財産権の帰属について

本研究の結果、特許などの知的財産が生じる可能性もございますが、その権利は鳥取県済生会境港総合病院に帰属し、あなたには帰属しません。

## 12. 研究責任者及び医療行為分担者

研究責任者は、本研究に係る認知症ケアチーム活動の課題を明確にしていきます。医療行為分担者は認知症ケアチームの一員として活動を行います。

栗木 悦子 鳥取県済生会境港総合病院 脳神経内科医師

小山 巧 鳥取県済生会境港総合病院 理学療法士

下谷 まり 鳥取県済生会境港総合病院 社会福祉士

○田中 るみ子 鳥取県済生会境港総合病院 認知症看護認定看護師

(○印：研究責任者)

### 13. 問い合わせ窓口

本研究についてのご質問だけでなく、患者さんの情報が研究に用いられるかどうかをお知りになりたい場合や、患者さんの情報の使用を望まれない場合など、この研究に関することは、下記の窓口までお問い合わせ下さい。

#### 【研究責任者】

田中 るみ子 鳥取県済生会境港総合病院 認知症看護認定看護師

〒684-8555 鳥取県境港市米川町44番地

TEL：0859-42-3161/FAX：0859-42-3165